

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第11号

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成17年鴨川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鴨川市議会議員及び鴨川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。